

令和3年度雫石町ふるさと文化振興基金助成事業 募集要項

1. 趣旨

町の生活・産業・文化芸術など、各分野の課題解決や活性化のため、住民が主役となり、創造性をもって協働で実施する活動に対し、雫石町ふるさと文化振興基金に積み立てられた基金を活用して必要な経費の助成（補助金の交付）を行い、「活力あるまちづくり」の実現を目指すものです。

2. 助成対象事業

主に、次の分野に関する事業を対象とします。

- (1) 町の文化、芸術の保存・伝承及び振興並びに創造に寄与する事業
- (2) 町の生産産業の振興及び創造に寄与する事業
- (3) 町の福祉、保健衛生の向上に寄与する事業
- (4) 町の体育、スポーツの振興に寄与する事業
- (5) 町の教育の振興に寄与する事業
- (6) 町の観光の振興及び創造に寄与する事業
- (7) 町の自然保護、環境対策の推進に寄与する事業
- (8) 町民に有益と認められる講演会、発表会及び討論会等の開催事業
- (9) その他特に必要と認める事業

ただし、上記の分野であっても、次のような事業は助成の対象外とします。

- 町の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業
- 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- 営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- その他補助することが適当でないと思われる事業

3. 助成割合及び金額

助成（補助金）の割合及び額は次のとおりです。新規事業の場合は、①②のいずれかを選択してください。

事業区分	補助金の割合及び額	備考
新規事業	①対象事業費の全額 (上限 20 万円)	
	②対象事業費の2分の1以内の額 (上限 50 万円)	
継続事業	・対象事業費の2分の1以内の額 (上限 50 万円)	同内容の事業における補助金交付は、新規事業と合わせて3年まで

4. 助成対象経費と予算上の区分

事業費は次の予算上の区分により積算してください。なお、交付決定前にかかった経費は対象外となります。

対象経費及び区分	主な内訳
1 賃金	非常勤構成員の賃金
2 報償費	事業協力者への謝金 *招へい者にかかる旅費は報償費に含めます。 *申請団体内部の謝礼は対象経費から除きます。
3 旅費	交通費等の旅費 *視察に要する経費は対象経費から除きます。
4 消耗品費	事業実施に直接必要な消耗品費 *スタッフのためのジャンパー・Tシャツ・帽子等は対象経費から除きます。
5 印刷製本費	パンフレット印刷等の印刷製本費
6 燃料費	事業実施に必要な機械等の燃料費
7 食糧費	イベント等実施に必要な食糧費 *会議、反省会等における食糧費は対象経費から除きます。
8 役務費	保険料、広告費、振込手数料等
9 委託料	事務の委託に要する経費
10 使用料及び賃借料	物品及び会場等の使用料及び賃借料
11 備品購入費	事業実施に直接必要な機械用具等の備品購入費 *パソコン等、事業実施専用の備品とみなされない物品の購入費及び制作費は対象経費から除きます。

5. 事業実施期間

それぞれ、次の期間内に実施する事業を対象とします。

(1次募集) 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(2次募集) 令和3年10月1日～令和4年3月31日

あらかじめご了承ください。

6. 応募方法

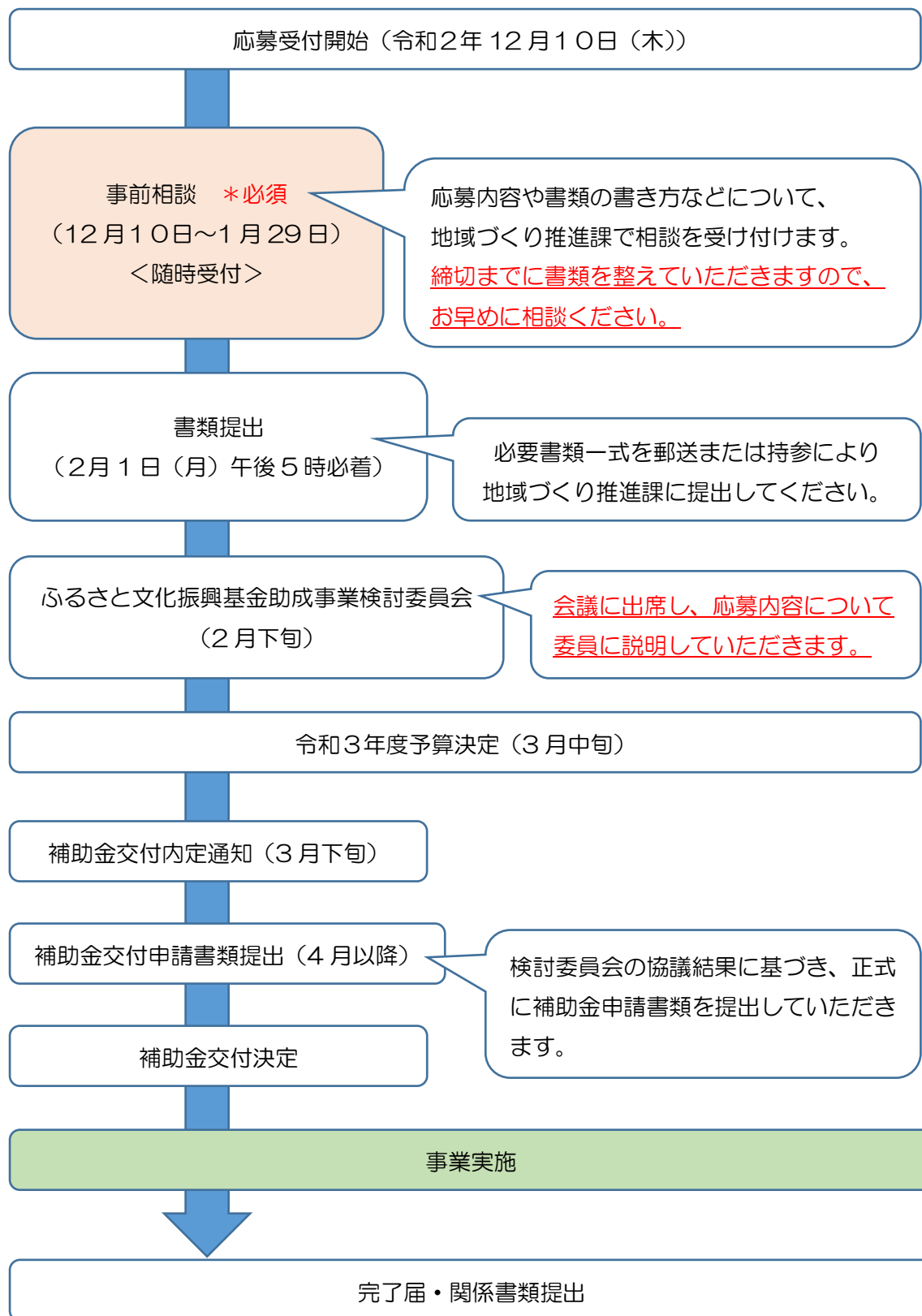
本補助金を活用して事業を実施しようとする団体及び個人は、下記応募締切までに必要書類を準備し、地域づくり推進課（役場庁舎2階）に提出してください。

(1次募集) 令和3年2月1日 午後5時 *必着

書類作成にあたっては、必ず別紙「事業応募手引書」を参照し、作成してください。

7. 事業実施までの流れ（1次募集）

応募から事業実施までの流れは次のとおりです。



8. 事業に関する問い合わせ・相談

地域づくり推進課（町役場庁舎2階 TEL：601-5419 FAX：692-1311）